

# 野洲市みどりの基本計画アクションプラン

## 活力と交流を生むみどりを増やすための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題	今後の取組方針	計画年次															
					前期					後期										
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12						
身近な公園の適正配置	55	都市計画課	現在市内には197箇所の公園があるが、開発によりできた地域の公園や規模が小さい都市公園が大半であり、公園施設の老朽化や管理水準の低下が進むと同時に、少子高齢化や生活スタイルの変化などにより「施設が限られ、利用されない」「施設の老朽化」「日常管理上の苦情」など、多くの課題を抱えている。	公園の配置状況、利用状況、地域の意向を踏まえて、今後の公園の在り方を検討する公園再編計画を策定し、検討を進める。																
公園緑地の再編と再生	56	都市計画課	また、都市公園においては都市計画決定後から時間が経過し長期間未整備状態で、今後も整備予定がないものも存在していることから、公園の代替性の評価や配置状況等を含めた見直し検討が必要である。	また、長期間未整備となっている都市公園については、上記の公園再編計画に基づき、必要性・代替性・実現性等を評価し、都市計画決定の見直しや、再整備に向けた取組みにかかる検討を行っていく。																
長期未整備公園の見直し	56	都市計画課																		
公園施設の長寿命化の推進	57	都市計画課	既存の都市公園の公園施設については、整備後時間が経過していることから、全体的な老朽化が進んでおり、地元でのメンテナンス等の維持管理や管理コストについても課題がある。	公園施設の安全性の確保、維持管理のコスト縮減を図るため、市内都市公園施設の長寿命化計画を作成する。																
地域による維持管理	57	都市計画課	地域の公園や緑地については、地元やシルバー人材センター、NPO団体等により日ごろの維持管理がなされている。地域の担い手不足やシルバー人材センターの高齢化等に伴い、今後は日常の維持管理にも影響が出る事が予想される。	適正な維持管理が引き続き図れるよう、委託業務等の作業内容についても検討を行う。																
新規都市公園の整備	58~60	都市計画課	現在市内における一人当たりの都市公園面積は、目標とする10㎡/人を満たしておらず、近隣市町と比べても都市公園の供用率が低い状況である。	市街化区域については今後人口が増えることが予想されることから、「都市計画マスタープラン」において産業系拡大市街地圏域に位置づけられた地域に子育て支援機能・防災機能等を備えた都市公園を新規整備していく。																

# 野洲市みどりの基本計画アクションプラン

## 活力と交流を生むみどりを増やすための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題	今後の取組方針	計画年次									
					前期					後期				
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
野洲川河川公園の維持管理の充実	60	都市計画課	<p>当該公園については従来より市内のNPO法人により指定管理者制度に基づく公園緑地の維持管理に努めていただいている。</p> <p>公園施設についてさらなる充実を求める声もあるが、当該公園は、野洲川の高水敷にあり、国から占用許可を受けて利用している施設であることから、施設整備の自由度が制限されている現状である。</p>	<p>引き続き指定管理者制度による公園緑地の維持管理を行うとともに、公園の機能分担についても検討していく。</p> <p>また、施設の老朽化が進んでいるため、公園長寿命化計画に位置付けることにより、施設の維持補修に努める。</p>	<p>指定管理者制度による維持管理</p>					<p>指定管理者の見直し</p> <p>公園施設長寿命化計画</p> <p>公園施設長寿命化計画にもとづく公園施設の修繕等</p> <p>指定管理者制度による維持管理</p>				
民間活力の活用	61	都市計画課	<p>野洲川河川公園ではきめ細かく市民サービスに対応し、柔軟性のある施設運営を図り民間活力の活用を図るため、指定管理者制度による公園管理を行っている。</p>	<p>野洲川河川公園についてはきめ細かく市民ニーズに対応するとともに、市民満足度の向上を図ることを目的に、引き続き指定管理者制度による管理を行っていく。</p> <p>また、今後新規の都市公園の整備の際は、パークPFI等の官民連携の手法を活用した公園整備を検討する。</p>	<p>指定管理者制度による維持管理</p>					<p>指定管理者の見直し</p> <p>指定管理者制度による維持管理</p>				